

2

平成 28 年第 1 回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案説明資料

平成 28 年 1 月 29 日

目 次

東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を制定するについて・・・・・・	1
東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて・・	2
東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を改正するについて・	4
東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正するについて・	5
平成 27 年度会計別補正予算表・・・・・・・・・・・・・・・・	13
平成 28 年度会計別予算表・・・・・・・・・・・・・・・・	14
平成 28 年度歳入の目的別分析表・・・・・・・・・・・・	15
平成 28 年度歳出の目的別一覧表・・・・・・・・・・・・	16
平成 28 年度歳出の性質別一覧表・・・・・・・・・・・・	17
平成 28 年度歳出の節別一覧・・・・・・・・・・・・	18
地方自治法第 180 条の規定による管理者の専決処分事項について・・・	19

議第1号 東濃西部広域行政事務組合監査委員条例を制定するについて

1 制定趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定める。

2 制定内容

- (1) 趣旨（第1条関係）
- (2) 事務局の設置（第2条関係）
- (3) 請求又は要求による監査（第3条関係）
- (4) 定期監査（第4条関係）
- (5) 隨時監査（第5条関係）
- (6) 財政的援助を与えているものに対する監査（第6条関係）
- (7) 例月現金出納検査（第7条関係）
- (8) 決算等の審査（第8条関係）
- (9) 監査等の結果（第9条関係）
- (10) 公金の収納等の監査（第10条関係）
- (11) 公表（第11条関係）
- (12) 委任（第12条関係）

3 地方自治法の規定

第五款 監査委員

第200条第2項 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

第202条 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、監査委員に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

第三章 地方公共団体の組合

第四節 雜則

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

4 施行期日

本条例は、公布の日から施行する（附則関係）。

議第2号 東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）138条第6項及び地方自治法第200条第6項の規定により、議会及び監査委員の事務部局を加える。

2 改正内容

議会及び監査委員の事務部局に兼5人を加える。（第1条・第2条関係）

3 地方自治法の規定

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

第138条第6項 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

第五款 監査委員

第200条第6項 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

第三章 地方公共団体の組合

第四節 雜則

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

4 施行期日

本条例は、公布の日から施行する（附則関係）。

<<<新旧対照表>>>

○東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成5年12月22日東濃西部広域行政事務処理組合条例第9号）の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧								
○東濃西部広域行政事務組合職員定数条例 平成5年12月22日東濃西部広域行政事務処理組合条例第9号 (定義) 第1条 この条例で「職員」とは、管理者、議会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員_____をいう。 2 前項に規定する職員中には、臨時の職員を含まないものとする。 (定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。	東濃西部広域行政事務組合職員定数条例 平成5年12月22日東濃西部広域行政事務処理組合条例第9号 (定義) 第1条 この条例で「職員」とは、管理者_____の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員(臨時の職員を除く。)をいう。 (定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> 管理者の事務部局 議会の事務部局 監査委員の事務部局 合計 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;"> 東濃西部広域行政事務組合事務局の職員 6人 東濃看護専門学校の職員 13人 東濃西部少年センターの職員 3人 兼5人 兼5人 22人 </td></tr> </tbody> </table>	区分	定数	管理者の事務部局 議会の事務部局 監査委員の事務部局 合計	東濃西部広域行政事務組合事務局の職員 6人 東濃看護専門学校の職員 13人 東濃西部少年センターの職員 3人 兼5人 兼5人 22人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> 東濃西部広域行政事務組合事務局の職員 6人 東濃看護専門学校の職員 13人 東濃西部少年センターの職員 3人 兼5人 兼5人 22人 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;"></td></tr> </tbody> </table>	区分	定数	東濃西部広域行政事務組合事務局の職員 6人 東濃看護専門学校の職員 13人 東濃西部少年センターの職員 3人 兼5人 兼5人 22人	
区分	定数								
管理者の事務部局 議会の事務部局 監査委員の事務部局 合計	東濃西部広域行政事務組合事務局の職員 6人 東濃看護専門学校の職員 13人 東濃西部少年センターの職員 3人 兼5人 兼5人 22人								
区分	定数								
東濃西部広域行政事務組合事務局の職員 6人 東濃看護専門学校の職員 13人 東濃西部少年センターの職員 3人 兼5人 兼5人 22人									
附 則<略>	附 則<略>								

議第3号 東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

議会開催時期につき、弾力的に招集ができるよう改める。

2 改正内容

開催月を削る。

3 施行期日

本条例は、平成28年4月1日から施行する。

<<<新旧対照表>>>

○東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例（昭和47年10月4日東濃西部広域行政事務処理組合条例第2号）の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
○東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例 昭和47年10月4日東濃西部 広域行政事務処理組合条例 第2号 東濃西部広域行政事務組合議会の定例会は、 <u>毎年2回これを招集する。</u>	○東濃西部広域行政事務組合議会定例会条例 昭和47年10月4日東濃西部 広域行政事務処理組合条例 第2号 東濃西部広域行政事務組合議会の定例会は、 <u>年2回とし、毎年1月及び7月にこれを開く。</u>

議第4号 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号（以下「法」という））の全部改正に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）に準じ、東濃西部広域行政事務組合情報公開条例、東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例及び東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を改正する。

2 主な改正内容

① 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例

- ア 不服申立を審査請求に改める。（全文）
- イ 第三者の反対意見意思の表示方法を個人情報保護条例に合わせる。（第14条）
- ウ 審査請求は行政不服審査法に基づくことが明らかなるため、法律名の引用を削る。（第14条）
- エ 審査請求に、請求に係る不作為を加える。（第14条）
- オ 条例中の不服申立が審査請求に改められたため、決定を裁決に改める。（第14条及び15条の2）
- カ 法第第9条による審理員の指名を不要とする。（第14条）
- キ 審査会の諮問の際、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に定める弁明書の写しを必須とする。（第14条）
- ク 参加人を行政不服審査法の参加人である旨、法律名を引用する。（第15条）
- ケ 個人情報保護条例と同様、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等を加える。（第15条の2）

② 東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例

- ア 不服申立を審査請求に改める。（第34条及び第35条）
- イ 審査請求に、請求に係る不作為を加える。（第34条）
- ウ 審査請求は行政不服審査法に基づくことが明らかなるため、法律名の引用を削る。（第34条）
- エ 法第第9条による審理員の指名を不要とする。（第34条）
- オ 審査会の諮問の際、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に定める弁明書の写しを必須とする。（第34条）
- カ 参加人を行政不服審査法の参加人である旨、法律名を引用する。（第34条）
- キ 改正法第43条第1項により諮問手続が設けられ、裁決までの期間が一定程度長くなるため、裁決すべき期間を削る。（第34条）
- ク 条例中の不服申立が審査請求に改められたため、決定を裁決に改める。（第34条及び第35条）

③ 東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

- ア 不服申立を審査請求に改める。（全文）

- イ 参加人を行政不服審査法の参加人である旨、法律名を引用する。 (第5条)
- ウ 書面の交付を可能にする。 (第6条)
- エ 閲覧等の際、審査請求人等の意見を聞かなくてはならないこととする。 (第6条)
- オ 手数料を無料とし、費用が発生するものは請求者の負担とする。 (第6条)
- カ 閲覧の日時及び場所の指定を加える。 (第6条)
- キ 審査会等の処分について、審査請求できない旨を加える。 (第6条)

3 施行期日

本条例は、平成28年4月1日から施行する。(附則関係)

<<<新旧対照表>>>

○東濃西部広域行政事務組合情報公開条例（平成15年2月3日東濃西部広域行政事務処理組合条例第1号）等の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
○東濃西部広域行政事務組合情報公開条例 平成15年2月3日東濃西部 広域行政事務処理組合条例 第1号	○東濃西部広域行政事務組合情報公開条例 平成15年2月3日東濃西部 広域行政処理事務組合条例 第1号
第1条～第33条 (略)	第1条～第33条 (略)
目次 第1章～第3章 (略)	目次 第1章～第3章 (略)
第4章 <u>審査請求</u> (第14条～第15条の2)	第4章 <u>不服申立て等</u> (第14条～第19条)
目次 第5章～第6章 (略)	目次 第5章～第6章 (略)
第1条～第9条 (略)	第1条～第9条 (略)
第10条第1項～第6項 (略)	第10条第1項～第6項 (略)
7 実施機関は、公開決定等をする場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の者 (以下_____「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該第三者に対しその旨を書面により通知し、意見を聴くことができる。	7 実施機関は、公開決定等をする場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の者 (以下 <u>この条、第14条及び第15条において「第三者」という。)</u> に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該第三者に対しその旨を書面により通知し、意見を聴くことができる。
8 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が、当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定等をするときは、公開決定の日と公開を実施する日	8 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が、当該公文書の公開に反対の意思を表示した <u>意見を述べた</u> 場合において、公開決定等をするときは、当該意見を述べた

新	旧
<p>との間に少なくとも2週間を置かなければなら ない。この場合において、反対意見書を提出した 第三者に対し、公開決定等をした旨、その理由及 び公開を実施する日を書面により通知しなけれ ばならない。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第4章 審査請求</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(審査請求 があった場合の手続)</p> <p>第14条 実施機関は、公文書の公開の請求につい て実施機関が行った決定又は請求に係る不作為 に関し、<u>審査請求</u></p> <p style="padding-left: 2em;">があったときは、 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速や かに東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情 報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問 しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u> が明らかに不適法である場合 (2) _____</p> <p style="padding-left: 2em;">_____ 当該公文書の全部を公開する こととする場合（当該公文書等の公開に ついて反対意見書が提出されている場合を 除く。）</p>	<p>第三者に対し、公開決定等をした旨及びその理由 を書面により通知しなけれ ばならない。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第4章 不服申立て等</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(不服申立て があった場合の手続)</p> <p>第14条 実施機関は、公文書の公開の請求につい て実施機関が行った決定 _____ に関し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160 号）</u> の規定に基づく不服申立てがあったときは、 次に掲げる _____ 場合を除き、速や かに東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情 報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問 しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが明らかに不適法である場合 (2) 不服申立てに係る公開決定等（公開請求 に係る公文書の全部を公開する旨の決定を 除く。以下この号において同じ。）を取り消 し、又は変更し、 _____ 当該公文書の全部を公開する こととする場合。ただし、第三者が第10条 第7項の規定により当該公開決定等につい て反対の意見を述べている場合を除く。</p>
<p>2 前項の規定による審査請求については、行政不 服審査法（平成26年法律第68号）第9条1項の 規定は、適用しない。</p>	
<p>3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9条第3項において読み替えて適用する同法第 29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければ ならない。</p>	
<p>4 実施機関は、審査会の答申を尊重して _____ 当該審査請求に対する裁決をしなければな らない。 (諮問した旨の通知)</p> <p>第15条 実施機関は、前条第1項の規定により諮 問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をし た旨を通知しなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、審査会の答申を尊重して、速やか に当該不服申立てに対する決定をしなければな らない。 (諮問した旨の通知)</p> <p>第15条 実施機関は、前条第1項の規定により諮 問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をし た旨を通知しなければならない。</p>

新	旧
<p>(1) <u>審査請求人及び参加人</u>（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ）</p> <p>(2) 公開請求者（公開請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 第10条第7項の規定により、当該<u>審査請求</u>に係る公開決定等について<u>反対意見書を提出した第三者</u>（第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。） <u>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</u></p>	<p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) 公開請求者（公開請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 第10条第7項の規定により、当該<u>不服申立て</u>に係る公開決定等について<u>反対の意見を述べた第三者</u>（第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p>
<p>第15条の2 第10条第8項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る公開決定等（公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>	
第16条～第26条 (略)	第16条～第26条 (略)

新	旧
<p>○東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例 平成17年8月18日東濃西部広域行政事務処理組合条例第4号</p> <p>第1条～第33条 (略) <u>(審査請求</u>があった場合の措置)</p> <p>第34条 実施機関は、個人情報の開示等の請求について実施機関が行った決定（以下「開示等決定」という。）<u>又は請求に係る不作為</u>に関し、<u>審査請求</u>があったときは、当該<u>審査請求</u>が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。</p>	<p>○東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例 平成17年8月18日東濃西部広域行政処理事務組合条例第4号</p> <p>第1条～第33条 (略) <u>(不服申立て</u>があった場合の措置)</p> <p>第34条 実施機関は、個人情報の開示等の請求について実施機関が行った決定（以下「開示等決定」という。）<u>又は</u>に関し、<u>行政不服審査法</u>（昭和37年法律第160号）の規定に基づく<u>不服申立て</u>があったときは、当該<u>不服申立て</u>が明らかに不適法であり却下するときを除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。</p>

新	旧
(1) <u>審査請求が明らかに不適法である場合</u> (2) <u>審査請求のすべてを認容する場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）</u>	
2 前項の規定による審査請求については、 <u>行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条 1 項の規定は、適用しない。</u>	
3 第 1 項の規定による諮問は、 <u>行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u>	
4 実施機関は、前項の規定により審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。 (1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ）</u> (2) <u>請求者（審査請求）の原因となった開示等の請求を行った者をいう。本条及び第 5 章において同じ。これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u> (3) <u>当該審査請求に係る開示等決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u>	2 実施機関は、前項の規定により審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。 (1) <u>不服申立人及び参加人</u> _____ _____ (2) <u>請求者（不服申立ての原因となった開示等の請求を行った者をいう。本条及び第 5 章において同じ。これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u> (3) <u>当該不服申立てに係る開示等決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u>
5 実施機関は、審査会の答申を尊重して _____ _____ 当該審査請求に対する裁決を行うよう努め、当該裁決を行ったときは、速やかに、その旨及び理由を記載して、審査請求人、参加人及び請求者に通知しなければならない。 (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等) 第 35 条 第 21 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) <u>開示決定に対する第三者からの審査請求</u> _____ を却下し、又は棄却する裁決 (2) <u>審査請求に係る開示等決定を変更し、</u>	3 実施機関は、審査会の答申を尊重して、 <u>不服申立てを受理した日の翌日から起算して 90 日以内に当該不服申立てに対する決定を行うよう努め、当該決定を行ったときは、速やかに、その旨及び理由を記載して、不服申立人、参加人及び請求者通知しなければならない。</u> (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等) 第 35 条 第 21 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。 (1) <u>開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定</u> (2) <u>不服申立てに係る開示等決定を変更し、当該開示等決定に係る保有個人情報を開示</u>

新	旧
<p>当該開示等決定に係る保有個人情報を<u>開示する旨の裁決</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第36条～第46条 （略）</p>	<p><u>する旨の決定</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第36条～第46条 （略）</p>

新	旧
<p>○東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>平成17年8月18日東濃西部広域行政事務処理組合条例第5号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例 (平成15年条例第1号。以下「情報公開条例」という。) 第14条及び東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例(平成17年条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。) 第34条の規定に基づく諮問に応じて、<u>審査請求</u>について調査審議するため、東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議を行うものとする。</p> <p>第2条～第3条 （略） (会議)</p> <p>第4条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は管理者が招集する。</p> <p>1 審査会の議長は、会長をもって充てる。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 審査会の行う<u>審査請求</u>に係る審議の手続は、公開しない。 (調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、</p>	<p>○東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>平成17年8月18日東濃西部広域行政処理事務組合条例第5号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例 (平成15年条例第1号。以下「情報公開条例」という。) 第14条及び東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例(平成17年条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。) 第34条の規定に基づく諮問に応じて、<u>不服申立て</u>について調査審議するため、東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議を行うものとする。</p> <p>第2条～第3条 （略） (会議)</p> <p>第4条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は管理者が招集する。</p> <p>1 審査会の議長は、会長をもって充てる。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 審査会の行う<u>不服申立て</u>に係る審議の手續は、公開しない。 (調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、</p>

新	旧
<p>必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報（以下「公文書等」という。）の提示を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、必要があると認められるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書等の内容を審査会の指示する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、<u>参加人</u>（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ）、諮問実施機関その他利害関係者（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書若しくは資料の提出を求め、又は参考人に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。</p> <p>（審査会における事件の取扱い）</p> <p>第6条 <u>審査請求人</u>は、審査会に対し、口頭で意見を陳述することを求めることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、<u>審査請求人等</u>は、審査会の許可を得て補佐人とともに出席することができる。</p> <p>3 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出するものとする。</p> <p>4 審査会は、意見書又は資料の提出があったときは、<u>審査請求人等</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（前条第1項に規定する公文書等を除く。）の閲覧（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）又は当該書面若し</p>	<p>必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報（以下「公文書等」という。）の提示を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、必要があると認められるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書等の内容を審査会の指示する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、<u>参加人</u>、<u>審査請求人等</u>に意見書若しくは資料の提出を求め、又は参考人に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。</p> <p>（審査会における事件の取扱い）</p> <p>第6条 <u>不服申立人</u>は、審査会に対し、口頭で意見を陳述することを求めることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、<u>不服申立人等</u>は、審査会の許可を得て補佐人とともに出席することができる。</p> <p>3 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出するものとする。</p> <p>4 審査会は、意見書又は資料の提出があったときは、<u>不服申立人等</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（前条第1項に規定する公文書等を除く。）の閲覧</p>

新	旧
<p><u>くは当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める</u>ことができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、当該閲覧<u>又は交付</u>を拒むことはできない。</p>	<p>_____を求める ことができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、当該閲覧_____を拒むことはできない。</p>
<p>6 審査会は前項の規定による閲覧をさせ、又は<u>同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなくてはならない</u>。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとときは、この限りではない。</p>	
<p>7 審査会は、第5項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>	
<p>8 第5項の規定による交付に係る手数料は、<u>無料</u>とする。ただし、当該交付の写しの作成及び<u>送付に要する費用は、交付を求めた者の負担とし、負担額は東濃西部広域行政事務組合情報公開条例施行規則（平成15年規則第1号）第8条の例による。</u></p>	
<p>9 この条例の規定により審査会又は委員がした処分については、審査請求をすることができない。 (答申書の送付等)</p>	<p>(答申書の送付等)</p>
<p>第7条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p>	<p>第7条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p>
<p>第8条～第9条 (略)</p>	<p>第8条～第9条 (略)</p>

平成27年度会計別補正予算表

(単位：千円)

議案番号	会 計 名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第5号	東濃西部広域行政事務組合一般会計	補正第2号	42,179	790	42,969
議第6号	東濃西部ふるさと活性化基金特別会計	補正第1号	19,747	6,018	25,765
議第7号	東濃看護専門学校事業特別会計	補正第1号	105,136	△ 2,616	102,520
議第8号	東濃西部少年センタ一事業特別会計	補正第1号	14,168	0	14,168
議第9号	東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計	補正第1号	117,922	△ 7,624	110,298
議第10号	東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計	補正第2号	33,780	7,326	41,106
議第11号	東濃西部地域消費生活相談事業特別会計	補正第1号	6,777	△ 503	6,274
合 計			339,709	3,391	343,100

平成28年度会計別予算表

議案番号	会 計 名	歳 入 ・ 歳 出		(単位：千円)	増減率 (%)
		本年度予算額	前年度予算額		
議第12号	東濃西部広域行政事務組合一般会計	42,495	41,772	723	1.7
議第13号	東濃西部ふるさと活性化基金特別会計	20,694	19,747	947	4.8
議第14号	東濃看護専門学校事業特別会計	106,849	105,136	1,713	1.6
議第15号	東濃西部少年センタ一事業特別会計	14,609	14,168	441	3.1
議第16号	東濃地域医師確保奨学生資金等貸付事業特別会計	94,711	117,922	△ 23,211	△ 19.7
議第17号	東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計	29,592	32,400	△ 2,808	△ 8.7
議第18号	東濃西部地域消費生活相談事業特別会計	6,955	6,777	178	2.6
	合 計	315,905	337,922	△ 22,017	△ 6.5

平成28年度歳入の目的別分析表

(1) 自主財源

(単位：千円)

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
分担金及び負担金	150,780	163,038	△ 12,258	92.5	47.7
使用料	41,600	45,016	△ 3,416	92.4	13.2
手数料	9,362	9,249	113	101.2	3.0
財産収入	19,811	19,791	20	100.1	6.3
土地建物貸付	48	0	48	-	
基金運用	19,763	19,791	△ 28	99.9	
繰入金	73,442	80,202	△ 6,760	91.6	23.2
基金繰入金	71,638	77,842	△ 6,204	92.0	
他会計繰入金	1,804	2,360	△ 556	76.4	
繰越金	2,700	2,200	500	122.7	0.9
諸収入	14,709	15,234	△ 525	96.6	4.6
自主財源計	312,404	334,730	△ 22,326	93.3	98.9

(2) 依存財源

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
県支出金	3,501	3,192	309	109.7	1.1
県補助金	3,501	3,192	309	109.7	
総務費補助金	3,501	3,192	309	109.7	
依存財源計	3,501	3,192	309	109.7	1.1
歳入合計	315,905	337,922	△ 22,017	93.5	100.0

平成28年度歳出の目的別一覧

(単位：千円)

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
議会費	144	140	4	102.9	0.1
総務費	55,839	52,363	3,476	106.6	17.7
民生費	370	1,020	△ 650	36.3	0.1
衛生費	238,628	263,049	△ 24,421	90.7	75.5
商工費	3,815	4,682	△ 867	81.5	1.2
教育費	14,109	14,068	41	100.3	4.5
予備費	3,000	2,600	400	115.4	0.9
歳出合計	315,905	337,922	△ 22,017	93.5	100.0

平成28年度歳出の性質別一覧

(単位 千円)

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
人件費	126,469	128,014	△ 1,545	98.8	40.0
物件費	33,441	30,675	2,766	109.0	10.6
維持補修費	2,103	1,367	736	153.8	0.7
扶助費	370	1,020	△ 650	36.3	0.1
補助費等	21,656	21,214	442	102.1	6.9
普通建設事業費	0	0	0	-	0.0
補助事業費	0	0	0	-	0.0
単独事業費	0	0	0	-	0.0
災害復旧事業	0	0	0	-	0.0
公債費	0	0	0	-	0.0
積立金	58,062	74,472	△ 16,410	78.0	18.4
投資及び出資金	0	0	0	-	0.0
貸付金	69,000	76,200	△ 7,200	90.6	21.8
繰出金	1,804	2,360	△ 556	76.4	0.6
予備費	3,000	2,600	400	115.4	0.9
歳出合計	315,905	337,922	△ 22,017	93.5	100.0

平成28年度歳出の節別一覧

(単位 千円)

科目	当年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	比率 (%)	構成比 (%)
1 報酬	21,581	25,257	△ 3,676	85.4	6.8
2 給料	53,590	53,017	573	101.1	17.0
3 職員手当等	28,968	29,590	△ 622	97.9	9.2
4 共済費	22,700	21,169	1,531	107.2	7.2
5 災害補償費	0	1	△ 1	0.0	0.0
6 退職及び退職年金	0	0	0	-	0.0
7 賃金	0	0	0	-	0.0
8 報償費	5,044	1,363	3,681	370.1	1.6
9 旅費	3,120	3,118	2	100.1	1.0
10 交際費	30	30	0	100.0	0.1
11 需用費	12,430	11,265	1,165	110.3	3.9
12 役務費	3,550	3,621	△ 71	98.0	1.1
13 委託料	13,089	11,852	1,237	110.4	4.1
14 使用料及び賃借料	1,391	1,116	275	124.6	0.4
15 工事請負費	1,416	914	502	154.9	0.4
16 原材料費	0	0	0	-	0.0
17 公有財産購入費	0	0	0	-	0.0
18 備品購入費	801	371	430	215.9	0.3
19 負担金・補助及び交付金	16,267	19,562	△ 3,295	83.2	5.1
20 扶助費	0	0	0	-	0.0
21 貸付金	69,000	76,200	△ 7,200	90.6	21.8
22 補償補填及び賠償金	0	0	0	-	0.0
23 償還金利子及び割引料	6	6	0	100.0	0.0
24 投資及び出資金	0	0	0	-	0.0
25 積立金	58,062	74,472	△ 16,410	78.0	18.4
26 寄付金	0	0	0	-	0.0
27 公課費	56	38	18	147.4	0.1
28 繰出金	1,804	2,360	△ 556	76.4	0.6
29 予備費	3,000	2,600	400	115.4	0.9
歳出合計	315,905	337,922	△ 22,017	93.5	100.0

発議第1号 地方自治法第180条の規定による管理者の専決処分事項について

1 制定趣旨

議会運営及び執行部の所管事務をより円滑に進めていくことを目的として、議会の権限に属する軽易な事項に対し、管理者の専決処分事項を定める。

2 制定内容

多治見市の例による。（第1条関係）

3 多治見市の地方自治法180条の規定による市長の専決処分事項

多治見市の専決処分事項を下記に記載する。

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の事項は、市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 既決地方債の条件の変更又は借り換えに関する事項。
- (2) 1件100万円未満で法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (3) 1件20万円未満の債権の放棄に関する事項（同じ種目又は目的に係る権利の放棄において、その各件の総和が60万円を超えるときを除く。）。
- (4) 訴訟物の価格が、60万円以下の訴えの提起に関する事項（次号に定めるものを除く。）。
- (5) 市営住宅の家賃、使用料等の支払又は市営住宅の明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事項。
- (6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額を変更すること（変更後の契約金額と議決を経た契約金額との差額が、当該議決を経た契約金額の100分の5又は1,000万円を超える場合を除く。）。

一部改正〔平成21年議会告示1号〕

附 則（平成8年6月3日議会告示第1号）

平成8年6月4日から施行する。

附 則（平成21年3月30日議会告示第1号）

この告示は、告示の日から施行する。

4 施行期日

この告示は、告示の日から施行する。（附則関係）